

別表第1 (第15条関係)

区分				単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
ミニバレーコート (1面当たり)	アマチュアスポーツ (1面当たり)	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間	50円	基礎額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
			大人	同上	100円	
		入場料を徴収する場合	高校生以下	同上	150円	
		大人	同上	300円		
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合	同上	同上	1,600円	
			入場料を徴収する場合	同上	4,800円	
バレーコート	アマチュア	入場料を徴収しない場合	高校生以下	同上	100円	同上

一ト（1 面当た り）	アスポ ーツ	徴しない場 合	下			
			大人	同上	200円	同上
		徴する場 合	高校生以 下	同上	300円	同上
	大人		同上	600円	同上	
	アマチュ アスポ ーツ以外	徴しない場 合	同上	同上	1,600円	同上
			徴する場合	同上	4,800円	同上
照明設備（1団体当たり）			同上	200円	同上	

備考

- 1 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、単位当たりの使用料の額を適用して計算する。
- 2 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。
- 3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む。